ノバネットワークス 訪問介護 重要事項説明書

(2023年3月1日現在)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分 かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者(法人)の概要

| 事業者(法人)の名称 | 有限会社 ノバネットワークス | | |
|-----------------------|------------------------------|--|--|
| 事務所の所在地 | 〒501-4223 岐阜県郡上市八幡町稲成204番地82 | | |
| 代表者(職名・氏名) 代表取締役 田中栄子 | | | |
| 設 立 年 月 日 | 1997年4月1日 | | |
| 電 話 番 号 | 0575-66-0086 | | |

2.事業所の概要

| 事業所の名称 | ノバネットワークス | | |
|--|--------------------------------------|--|--|
| 事業所所在地 | 岐阜県郡上市八幡町稲成204番地82 | | |
| 電 話 番 号 | 0575-66-0086 | | |
| F A X 番 号 | $0\ 5\ 7\ 5-6\ 6-0\ 3\ 2\ 2$ | | |
| サービスの種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業 | | | |
| 指定年月日・事業所番号 2000年4月1日 2171000082 | | | |
| 郡上市八幡町(但し、西和良地区、小那比地区を除きます) 通常の事業の実施地域 郡上市大和町(但し、古道地区、栗巣地区を除きます) 郡上市美並町(但し、上田地区、大原地区を除きます) | | | |
| 併 設 事 業 所 | デイサービス はっぴぃ・ノバ ノバネットワークス居宅介護支援事業所 | | |
| 第三者評価の実施の有無 | なし 実施した直近の年月日 | | |

[※]通常の事業の実施地域外の方は、別途交通費をいただきます。別紙内容説明書に記載の とおりです。

3. 事業の目的及び運営の方針

| • | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | ・会社の基本理念「みんなの笑顔」を常に意識しながら、個々の人権を尊重の上、利用者本位・自立支援に向けた体制のサービスの提供に心掛けます。 ・事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることへの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 営業日時

| 事業所窓口の営業日 | 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで |
|-----------|----------------------------------|
| と営業時間 | ※ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。 |
| サービスの提供時間 | 午前7時から午後10時まで (年中無休) |

5. 事業所の従業者の体制

| 職 | | 種 | | | 人員基準 | 職員の内訳 | | |
|-----|----------------|---|------|--------------------|----------------------------|------------------------|--|--|
| 管 | | 理 | | 者 | 1名 | 田中栄子 | | |
| サー | サービス提供責任者 1名以上 | | 1名以上 | 常勤2名 非常勤1名 介護福祉士3名 | | | | |
| 訪 | 間 | 企 | 護 | 吕 | 常勤換算2.5名 | 常勤2名 非常勤7名(サービス提供責任者を含 | | |
| Ē/J | [¤] | Л | 吱 | 只 | 市到11 22 42, 374 | みます) 介護福祉士資格保有9名 | | |

6. サービスの内容及び利用料その他の費用ついて

※別紙 サービス内容説明書のとおりです。

7. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。<u>被保険者の</u> 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者 が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行い ます。

8. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス 提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスの契約終了後5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請

求することができます。事業者は利用者に対して 1 枚 10 円 (税別) の交付手数料を請求します。

9. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

11. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡し ます。

13. 事故発生時の対応方法と賠償責任について

- (1) 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定訪問介護の提供時、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について法的な範囲で賠償する責任を速やかに行います。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- (3) 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は身元保証人、ご家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

(あいおいニッセイ同和損害保険 介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入)

- (4) 医療機関への受診の場合は、健康保険証のご提示が必要となります。
- (5) 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することがあります。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。ご不明な点や苦情は、いつでもお気軽にご相談ください。

(1) 事業所の窓口

| 当社苦情受付窓口 | 電話番号 | 0575-66-0086 |
|----------|-------|---------------------|
| | 受付時間 | 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 |
| | 受付担当者 | 和田 小百美 |
| | 苦情責任者 | 田中 栄子 |

(2) その他苦情申し立ての窓口

| 相談先機関 | 電話番号 | 受付時間 |
|-----------------|--------------|------------|
| 郡上市高齢福祉課 | 0575-67-1807 | 8:30~17:15 |
| 岐阜県国保連介護保険課苦情相談 | 058-275-9826 | 9:00~17:00 |

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 代表取締役 田中栄子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施をしています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. その他

台風・地震・豪雪等の天災、その他事業所の責に帰すべからず理由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、すみやかに利用者様にご連絡をさせて頂き、サービスを調整させていただく場合があります。

別紙

訪問介護サービスサービス内容説明書(2023年3月1日現金)

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

(身体介護)

| □起床介助 | □就寝介助 | □排泄介助 |
|------------|-----------|-----------|
| | | |
| □整容介助 | □食事介助 | □更衣介助 |
| □清拭 | □入浴介助 | □移乗・移動介助 |
| □服薬管理 | □通院介助 | □その他 |
| □自立支援のための見 | 見守り的援助 | |
| (生活援助) | | |
| □調理 | □洗濯 | □掃除 |
| □買物 | □薬の受取 | □衣服の入替 |
| 口その他 | | |

2. 利 用 料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表の基本料金と各種加算料金を『介護保険負担割合証』に記載されている『利用者負担の割合』に応じた額をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 訪問介護(要介護度1~5の方)

① 基本料金 (特定事業所加算(I)を含む)

| | 提供時間区分 | 利用料 | 自己負担1割の 場合 |
|------|---------------|---------|---------------|
| | 20分未満 | 2,000円 | 200円 |
| | 20分以上30分未満 | 3,000円 | 300円 |
| | 30分以上1時間未満 | 4, 750円 | 475円 |
| 身体介護 | 1時間以上1時間30分未満 | 6, 950円 | 695円 |
| | 1時間30分以上2時間未満 | 7, 960円 | 796円 |
| | 2時間以上2時間30分未満 | 8, 960円 | 896円 |
| | 2時間30分以上3時間未満 | 9, 970円 | 997円 |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | 2, 200円 | 220円 |
| | 4 5 分以上 | 2, 700円 | 270円 |

身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、身体介護料金に下記の生活援助加算を加えた料金となります

| 上 江 | 20分以上45分未満 | 800 円 | 80 円 |
|---------------------------|------------|---------|-------|
| 生活援助 加算 | 45分以上70分未満 | 1,610円 | 161 円 |
| / 川 屏 | 70分以上 | 2,410 円 | 241 円 |

- ※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の 居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※早朝(午前6時~午前8時)および夜間(午後6時~午後10時)帯のサービスは、基本料金の25%増しとなります。
- ※やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て訪問介護員が2人で訪問した場合は、2人分の料金をいただきます。

②加算料金

以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算額 | 加算の要件 |
|----------------------|--------------------------------------|---|
| 特定事業所加算(I) | 基本利用料の20% | 質の高い介護サービスの提供に向けた 取組を実施している事業所を評価する 加算 |
| 特別地域加算 | 1ヶ月の利用総額の15% | 郡上市が国の定める特別地域のため |
| 緊急時訪問介護加算 | 1,000円/回 (利用者負担100円/回) | 計画的に訪問することになっていない サービスを、ご利用者やご家族から要請 を受け、緊急に行った場合 |
| 初回加算 | 2,000円/月 (利用者負担200円/月) | 新規にサービスを提供した場合及び前回のサービス提供時より二月空いて、新たに訪問介護計画を作成する場合 |
| 生活機能向上連携加算 (II) | 2,000円/月 (利用者負担200円/月) | リハビリテーション専門職とサービス 提供責任者が、同時に利用者宅を訪問 し、共同で生活機能向上を目的とした介 護計画作成を行い、計画に基づいた訪問 介護を提供した三月の間加算 |
| 介護職員処遇改善加算 (I) | 1ヶ月の利用総額の13.7% | 介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を満たす場合 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(I) | 1ヵ月の利用総額(介護職 員処遇改善加算を除く)の 6.3% | 『経験・技能のある介護職員』に重点化して、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うための加算 |
| 介護職員等ベースアッ プ等支援加算 | 1ヵ月の利用総額 (介護職員処遇改善加算 を除く)の2.4% | 介護職員等の処遇改善を目的とし、1人 あたりの収入を3%程度引き上げるため に設けられた加算 |

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1・2の方)

① 基本料金

| サービス名 | サービス利用 | 利用料 | 自己負担1割の場合 |
|------------|--------|------------|-----------|
| 訪問型独自サービスI | 週1回程度 | 11,760円/月 | 1, 176円/月 |
| 訪問型独自サービスⅡ | 週2回程度 | 23, 490円/月 | 2, 349円/月 |
| 訪問型独自サービスⅢ | 週3回程度 | 37, 270円/月 | 3, 727円/月 |

②加算料金

以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算額 | 加算の要件 | |
|----------------------|--------------------------------------|---|--|
| 特別地域加算 | 1ヶ月の利用総額の15% | 郡上市が国の定める特別地域のため | |
| 初回加算 | 2,000円/月 (利用者負担200円/月) | 新規にサービスを提供した場合及び前回のサービス提供時より二月空いて、新たに訪問介護計画を作成する場合 | |
| 生活機能向上連携加算 (II) | 2,000円/月 (利用者負担200円/月) | リハビリテーション専門職とサービス 提供責任者が、同時に利用者宅を訪問 し、共同で生活機能向上を目的とした介 護計画作成を行い、計画に基づいた訪問 介護を提供した三月の間加算 | |
| 介護職員処遇改善加算 (I) | 1ヶ月の利用総額の13.7% | 介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を満たす場合 | |
| 介護職員等特定処遇改 善加算(I) | 1ヵ月の利用総額(介護職 員処遇改善加算を除く)の 6.3% | 『経験・技能のある介護職員』に重点化して、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うための加算 | |
| 介護職員等ベースアッ プ等支援加算 | 1ヵ月の利用総額 (介護職員処遇改善加算 を除く)の2.4% | 介護職員等の処遇改善を目的とし、1人 あたりの収入を3%程度引き上げるため に設けられた加算 | |

3. キャンセル料 (介護予防・日常生活支援総合事業は対象外です)

お客様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をいただきます。 ただし、容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

| ①ご利用の前日午後3時までにご連絡を 頂いた場合 | キャンセル料は 無料です |
|---------------------------------------|--------------|
| ②ご利用2時間前までにご連絡を頂いた場合 | 1,000円 |
| ③ご利用の予定時間までにご連絡を頂い た場合 | 2, 000円 |
| ④ご利用の予定時間までにご連絡がな かったときや訪問時に中止された時 | 2,000円と往復交通費 |

[※]交通費とは、事業所からお客様宅までの往復距離×50円の額。

4. 交通費

サービス実施地域の方は必要ありません。

サービス実施地域外の方は、サービス実施地域を越えた地点から利用者様宅までの往復距離に対して50円/kmをお支払いいただきます。

【サービス実施地域】 八 幡 町 (西和良地区、小那比地区は除きます) 大 和 町 (古道地区、栗巣地区は除きます) 美 並 町 (上田地区、大原地区は除きます)

あなたの交通費は (不要です・ 円です)

5. お支払い方法

毎月の利用料は、原則としてご指定の金融機関口座から自動引落しとさせていただきます。その際、収納代行サービスは「明治安田収納ビジネスサービス㈱」を利用しております。 ご利用月の翌月に請求書を発行し、27日(金融機関休日のときは、翌営業日)にご指定の口座から引落しさせていただきます。前日までに口座残高をご確認ください。

引落確認後、領収書をお渡しします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)再発行はいたしません。

6. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 (訪問介護員の水分補給は除く)
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑨ 訪問介護員の車に利用者を乗せること

ノバネットワークス 個人情報の使用にあたっての取扱い規定

当社の個人情報の取り扱いについては下記の通りです。

- 1 有限会社ノバネットワークスが開設する訪問介護事業所(以下「乙」という)及び乙 の従業員は、正当な理由がない限り、利用者(以下「甲」という)に対する訪問介護サ ービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族等の秘密を漏らすことがないよう誓約書などの必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、又甲の家族等の個人情報を用いる場合は当該甲の家族代表からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。
- 4 乙及び乙の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
- (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の 通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務 が免除されるとき。
- (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、 甲の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

個人情報保護方針

1. 定 義

個人情報とは甲から乙に提供される個人に関する情報であり、氏名、住所、電話番号、生年月日、その他提供による情報などで、当該個人を特定できるものをいいます。

2. 個人情報の利用目的

甲は、乙の提供するサービスの際、提供いただいた個人情報について、甲との連絡のため に利用させていただくほか、甲が申し込んだサービスの手配および受領の為に必要な範囲内 で利用させていただきます。

サービス提供の遂行のため個人情報を使用すると想定される文書は・・・居宅サービス計画・サービス提供記録・サービス提供計画書類、苦情内容等の記録・アセスメントの結果の記録サービス担当者会議などの記録・モニタリングの結果の記録・事故報告書・駐車許可申請のための該当利用者名簿等。

3. 個人情報の取得について

乙は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

4. 個人情報の適切な取り扱い

乙は、個人情報を甲の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理・取り扱うものとします。また、従業者に対しては個人情報の適切な取り扱いの研修を行うとともに誓約書などによる法令遵守を行うものとします。

5. 第三者への非開示等

乙は個人情報を両当事者以外の第三者に対しての開示については第三者と当事者間で個人情報の適切な取り扱いについて、合理的な安全対策を講じるものとします。

6. 個人情報の管理について

乙は、個人情報の正確性を保ち、これを完全に管理いたします。

乙は、個人情報の紛失、破棄、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

乙は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

7. 管理状況の報告、調査

甲は乙の介護サービスの提供業務における個人情報の取り扱い、管理状況について、甲の求めに応じて報告します。

8. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について

乙は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有 していることを確認し、これらの要求ある場合には、意義なく速やかに対応します。

9. 再委託

乙は介護サービスの提供業務を甲の書面による事前の同意なしに第三者に再委託しない ものとします。

10. 事故発生時の措置

乙は万が一、個人情報の紛失、漏洩、破棄などの事故が発生した場合には、直ちに甲に通知するとともに事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を自らの責任と負担で講じるものとします。

乙は、発生した事故の再発を防ぐためにその防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止 策を、自らの責任と負担で講じるものとします。

乙は、発生した事故により、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合は、乙は甲の指示に基づき自らの責任と負担でこれに対処するものとします。またこれに伴い、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害の賠償を請求できるものとします。

上記の個人情報取り扱いについて同意します。

令和 年 月 日

| 利用者氏 | 名 | | | | |
|------|-----|-----------|-----------|---|---|
| 家族代表 | | □身元保証人と同じ | 別の場合は下記記力 | | |
| 氏 | 名 | | 続柄 | (|) |
| 住 | 所 | | | | |
| 連 | 絡 先 | | | | |